

発達障害児の保護者に対する情緒的支援の概観

— 支援の体系化と支援者のキャリア発達支援に向けた考察 —

田中 里実 青山学院大学教育人間科学部

橋本 創一 東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター

要 旨：発達障害児の保護者が、子どもの特性に向き合いたす支援の初期段階における情緒的支援の実態を整理し、体系化と支援者のキャリア発達支援の観点から考察した。65 件の論文の内容を検討した結果、障害受容、特性への気づきに関わる心情、メンタルヘルスといったテーマが扱われ、保護者の心情や状態のアセスメントと受容、心理療法的アプローチといった技術や態度が支援者には求められていることがうかがえた。一方で保護者のニーズ検証の不十分さと、情緒的支援で扱われるテーマの多様性からくる、一義的な体系化の難しさも課題として明らかとなった。今後は、保護者のニーズの検証とともに、多様性に対応するために、支援者側の考えや感情が情緒的支援においてどのように作用しているのかという観点からの検討も必要であると推察された。

Key Words： 発達障害，保護者支援，支援者支援



I. はじめに

発達障害児の支援においては、子ども本人に対する支援のみならず、その家族に対する支援の重要性がいわれる。発達障害者支援法²⁰⁾においても、「発達障害者の家族等への支援」として明記されている。

家族に対する支援の概念は、非常に幅広い。まず支援の対象となる者は、保護者等の養育者(以下、保護者)のみならず、祖父母やきょうだいも含まれる。本稿ではそのうち、保護者に対する支援に焦点を当てて検討していく。

更に、支援の内容も広く多様であり、明確な定義は存在しないといえる。中田(2016)²¹⁾によると保護者支援は、アセスメントに基づく子どもの特性の共有、特性に合った対応の助言といった心理教育的支援と、様々な感情で揺れ動く保護者の心情に寄り添う情緒的支援の二つに分類されるという。前者は、子どもの特性に関する知識や対応の技術の獲得を通して、子ども安定、ひいては保護者の安定を図るもの、後者は子どもの障害に関わる保護者の心情のケアを通して、保護者の安定、ひいては子どもの安

定を図るものであると考えることができる。

発達障害者支援法²⁰⁾は 2005 年施行時、家族に対する支援について第十三条で「都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。」としていた。あわせて通知された「発達障害者支援法の施行について」²¹⁾では、「家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害者の家族を支援していくことが重要である。特に、家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言など、十分配慮された支援を行うこと。」と示されている。これらより当時の支援は、どちらかといえば心理教育的支援に軸足が置かれていたことがうかがえる。しかしその後発達障害者支援法²²⁾の 2016 年の改正では、「都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発

達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。」と文言が変更された。「発達障害者の福祉の増進に寄与するため」に支援するという記述が削除されたこと、「発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援」との文言が盛り込まれた等の変更から、より情緒的支援の側面にも着目されるようになったととらえられる。このように近年家族は、障害のある子どもを育て支える存在としてのみでなく、障害のある子どもを持ち、様々な思いを抱え生活する存在として、家族自身を支援の対象ととらえる視点が広がっていると考えられる (Fig.1)。野田(2008)³⁸⁾もそのような変化を、「子どもを含めた家族を中心とするサービス (Family-centered service) への転換」と述べている。齊藤(2014)⁴¹⁾も、親支援で最初に取り組むべきは、親の自信喪失、罪悪感、子どもへの怒りといった感情への対処であり、親もまた尊重され支えられる存在であると捉えることが、支援の基本原則であると述べており、これも情緒的支援の側面の重要性を指摘していることと捉えることができる。

特に、子どもの特性に保護者が気づく、もしくは指摘を受けて向き合います、支援の初期段階は、保護者の思いに寄り添い、尊重し支える情緒的支援の必要性が高いと考えられる。しかし、心理教育的支援についてはアセスメント法やペアレント・トレーニングに関して等、ある程度の体系化とその効果に関する知見の蓄積が進んでいる一方で、情緒的支援の内容についてはまだ曖昧な点が多い現状がある。保護者の心情への支援における焦点はどこにあるのか、それに対してどのような支援がなされているのか、また保護者はどのような支援を求めているのかという点について整理することは、特性に向き合います段階にある保護者の支援の発

展に向けて、その一助となると考える。また、対人援助職は感情労働の一つであり、発達障害児とその家族の支援者も、感情労働に従事しているといえる。川畑(2012)¹³⁾は、感情労働においては、労働者自身の感情が刺激される場面が多くあると述べており、保護者の心情に触れる情緒的支援も、その一つとなると考えられる。感情が刺激されることに加え、どのような支援をする必要があるのかという点が曖昧な中で保護者と関わることは、支援者側のストレスを高めるリスクも想定される。情緒的支援について整理し体系化することは、支援者がメンタルヘルスを維持しながら保護者を支援していくことに繋がると考えられ、支援者のキャリア発達の観点からも意義があると考えられる。

よって本稿では、本邦における発達障害児の家族支援のうち、保護者に対する情緒的支援について、支援の初期段階を扱った先行研究を概観し、情緒的支援として扱われるテーマ、求められる支援者の技術や態度、保護者のニーズについて整理する。それらを踏まえ、特性に向き合います段階の保護者への情緒的支援のあり方、および支援者のキャリア発達のために必要な観点について考察する。

なお、本稿における「発達障害」の定義は、発達障害者支援法²²⁾における「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」を基本としつつ、DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル(2014)²⁾で表現されている「その障害は、臨床的に意味のある苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害」という臨床的意義も考慮に入れ、診断の有無に関わらず、発達特性により生活上に何らかの困難があり、支援の必要性のある児を広く含む概念とする。

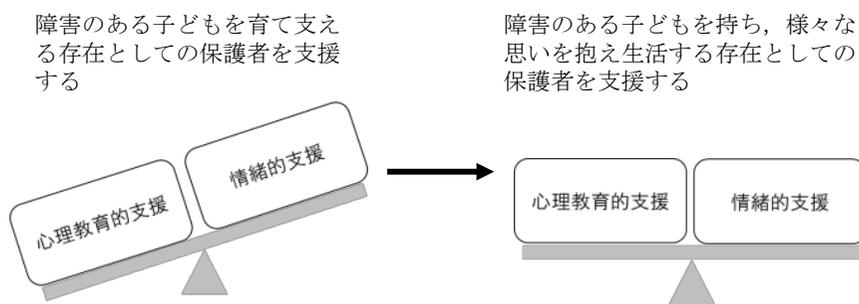


Fig.1 保護者支援に対する考え方の変化

II. 文献収集手続き

1. 収集時期

2021年5月に行った。

2. 収集手続き

国立情報研究所が提供する CiNii-Articles を用いた。「発達障害 AND 家族に対する支援」、「発達障害 AND 家族支援」、「発達障害 AND 保護者に対する支援」、「発達障害 AND 保護者支援」、「発達障害 AND 親に対する支援」、「発達障害 AND 親支援」のキーワードを指定し、電子検索を行った。その結果、重複して検索された論文を含め、366 件の論文が抽出された。

3. 選択条件

先述の通り、家族に対する支援の考え方は発達障害者支援法²⁰施行以降、徐々に変化している。したがって、本稿では発達障害者支援法²⁰が施行された翌年 2006 年以降の論文を対象とした。この条件に該当する論文は、2021 年から 2006 年に発表された 338 件であった。

また、支援の初期段階における保護者に対する情緒的支援について概観するため、更に(1)保護者に対する支援を主題とした論文であること、(2)対象とされる子どもの年齢が乳幼児期から児童期であること、(3)検討の中心は心理教育的支援、情緒的支援のいずれでも可とするが、心理教育的支援に関する検討の場合は、情緒的支援にも言及がなされているものであることの三つの基準全てを満たすものを選定した。なお、発達障害以外の障害がある子どもの保護者の内容が混在しているもの、乳幼児期および児童期以外の子どもの保護者の内容が含まれるもののうち、時期ごとに区別した言及がなされておらず、乳幼児期と児童期に限った言及と特定できないもの、絶版等の理由により入手困難なものは除外した。その結果、65 件が対象となった。

4. 用語の使用について

本稿では、基本的に支援の対象を「保護者」、保護者に対する支援を「保護者支援」と記述した。ただし、先行研究により使用される用語はそれぞれ異なるため、引用にかかる部分については、引用元の使用をそのまま用いることとした。

III. 結果

65 件の論文について、はじめに情緒的支援として扱われる内容を概観した。その結果、障害受容、子どもの特性の気づきに関わる心情、メンタルヘルスに関するものが多いことがうかがえた。よって、以降はその三点とその他の内容、計四点から、それぞれ扱われている内容と支援者に求められる技術や態度を整理する。またその後、保護者のニーズについて整理していく。

1. 障害受容

障害受容に言及した論文は 65 件中 20 件あり、主要なテーマの一つであることがうかがえる。障害受容という言葉は支援者にとっても、普段の臨床の中でごく自然に耳にすることの多い言葉なのではないかと推測される。

しかし、その言葉の意味するところを、迷いなく定義できる人はどれほどいるだろうか。本稿で対象とした論文においても、明確に定義がなされているものは見当たらなかった。例えば高尾(2009)⁴³は、診断の衝撃や周囲の好奇の目、心無い言動に耐えながら、子どもの発達への期待と期待通りに発達が進まないことへの悲嘆を繰り返す段階を経るとし、「その後、子どもの緩やかな発達を見守り育てていこうとする域に達するまでには、数か月ないし数年を要する場合もある。」と述べている。これを踏まえると、障害受容は、期待と悲嘆といった葛藤を繰り返しながら、わが子の発達を受け入れるまでのプロセスと捉えられていると考えることができる。また中山・齊藤・牛込(2008)³⁶は、「いったん告知を受け止めても、療育を開始し子どもが落ち着いてくると、発達障害というのは間違いではないかと期待する保護者もいた」、「子どもの障害を拒否したり、保健師に怒りをぶつけてくる保護者もいた」、「保護者が告知を受けたことを良い方向に考えていけるように〈今後の方向性を示す〉〈発達障害の知識を伝える〉〈同じ障害の子どもを持つ保護者と話せる機会をつくる〉」等と述べている。これらの記述を踏まると中山他(2008)³⁶の中で障害受容は、告知の内容について理解し、心理的にも納得している状態、告知を受けたことで先について前向きに見通せる状態、といった意味で捉えられていると推測される。中田(2018)³³は、障害受容の概念について、1950 年代半ば以降、身体的な中途障害の人の心理適応を想定した概念として誕生

したこと、日本では価値観の転換という意味合いで、人間的成長に関わるものとして捉えられるようになったこと、また世界保健機構の国際生活機能分類において、障害の概念自体が変容したこと等の流れを受けて、障害受容に対する捉えも変化が生じたことを述べている。すなわち、障害受容という言葉に明確な定義は存在せず、変容を伴う非常に多様な概念であることがうかがえる。

加えて支援における障害受容の位置づけも、多様であることがうかがえた。例えば原(2012)³⁹は、障害に向き合うということは誰にとっても容易なことではなく、障害受容は到達点ではなく人生の過程であると述べている。また先述の中田(2018)³³も、障害受容は個人的経験であり、障害を受容するか否かは個人の主体性に委ねるべき問題だろうとしている。辻井(2017)⁴⁶も、「家族支援は両親の障害受容を目指すためだけのものではないし、人は自己受容すら難しいのに子どもの障害受容を想定した家族支援は現実的に機能しにくい。」と述べている。これらは、保護者が障害を受容するということを前提としない立場であると考えられる。一方、井上(2019)³⁸は、「わが子の障害を受け入れることができる親とそうでない親とでは、子ども自身の園での友達関係や生活行動にも違いが見られ、ひいては成長発達にも影響が出てくる。」と述べている。また高尾(2009)⁴³は、子どもの緩やかな発達を見守り育てていこうという域に達するまでの期間を短縮することが、支援者の役割であると述べている。これらは、障害の受容を一定の到達点と位置づけ支援していく立場であると考えられる。また、大越・渡辺(2017)⁴⁰は、障害児通所支援施設に行った調査の中で、障害受容に関する支援の困難が多く挙げられたとし、子どもを受け入れる態勢が整っていない段階では、保護者の支援の協力が得られないと述べている。支援の現場においては、障害受容が子どもの支援に影響を与えるものとして捉えられている様子もうかがえた。また、通山(2011)⁴⁵は、発達障害者支援法²⁰が制定されて以降、障害受容は障害認識、感情体験、適応といったキーワードで、親の経験する感情をより広い視点で捉えようとする流れがあると述べている。このように、障害受容を前提とする立場、前提としない立場、障害受容という言葉より広い概念として捉える立場と、保護者支援における障害受容の位置づけは、障害に対する社会の捉えとともに多様化の一途を辿

っているといえる。

障害受容に関わる要因、支援者側の態度についても様々言及がなされている。例えば、ベアレント・メンターとのやりとり、子どもの成長の実感、子どもの理解と対応力の向上(虫明・高橋, 2016)²⁷、周囲との関わりや親としての成熟(堀家, 2014)等、多様な要素が挙げられている。一方で下平(2009)⁴²は、自身の経験から、受容できたことに明確なきっかけや理由はなかった、と述べている。松本(2018)²³は、「いつか普通になるのではないか」というある意味障害の否定から入り、期待があるからこそ、悩む苦しみながら子どもの障害と向き合い努力し、前に進んでいけるということなのではないかとし、その時に支援者が伝えるべきは子どもの障害という事実そのものではなく、障害と上手に付き合っていくためのポジティブな思考と行動ではないか、と述べている。和田(2009)⁴⁷は、「受容ができる、できないの問題ではなく『どのような支援が求められているのか』を深く洞察し支援していくことが必要である」と述べている。一方吉川(2020)⁵⁰は、支援がうまく進み、支援者が熱心に関わるほど、養育者にとっては表出が難しくなる種類の感情があるということ、また支援者は職業として問題解決に責任を持つため、そのような解決志向の支援の中では共感的支援に限界があることといった理由から、子どもの障害に対する親の思いへの支援は、職業としての支援者にとっては、構造的な難しさがあるとした。

ここまでまとめた通り、障害受容の概念や位置づけ、それをどう支援するかという視点は非常に多様であり、決して一括りに定義し、その支援目標や意義を論じることはできないものであることがうかがえた。支援の現場において、障害受容という言葉があたかも共通言語のように語られる場合であっても、その意味するところは人により、その組織により、異なりうるということを支援者は想定する必要があると考えられる。また支援者は、自分自身が障害受容という言葉の意味をどのように捉え、支援においてどのように扱おうとしているのかという点について、メタ認知的に理解する姿勢も重要であると考えられる。

2. 子どもの特性の気づきに関わる心情

先の障害受容とも重なる面があると考えられるが、受容よりも時系列では先にくるのが、子どもの特性への気づきに関わる心情への支

援だろう。発達障害児の場合、知的発達の遅れの程度によって、また特性の表れ方によって、気づきのタイミングやきっかけは様々だが、その一つに乳幼児健康診査(以下、乳幼児健診)がある。安達(2020)¹¹⁾は、発達障害児の保護者への調査から、保護者の多くは1歳6ヵ月児健診から3歳児健診の間に育ちの困難さに気づきが出てくるが、1歳6ヵ月児健診時はまだ子育ての心配もなく、障害の有無を明らかにすることには否定的であるということ述べている。松本(2018)²³⁾も、子どもが0歳から2歳の間に、他の子と違うような感じ、育てにくさに対する疑問等を持つ一方で、不安を感じつつも成長とともに杞憂に終わるのではないかというアンビバレントな状態にある保護者が多くと述べている。このことから乳幼児健診、特に1歳6ヵ月児健診時は、保護者の気づきの程度や心情を丁寧に把握する必要があると考えられる。

このような気づきのタイミングにおける支援の要点として、井上(2015)⁹⁾は、支援者側が発達の遅れや偏りに気づいたとしても、親が同レベルの気づきを持っているとは限らないことを考慮に入れ、親の気持ちに寄り添いながら気づきのギャップの程度を把握し、共通理解を図っていく必要性を挙げている。中田(2014)³⁰⁾は、わが子の障害を受け止める準備ができていない保護者に子どもに障害という事実を伝えることは、準備のない相手に無造作にボールを投げるようなものであるとし、気づきの程度とそれにかかる不安や戸惑いに関心を向ける必要があると述べている。

また、気づきの段階の支援において保健師は、専門機関の紹介に向けても保護者の心情に配慮した関わりを行っていた。中山他(2008)³⁶⁾は、次のサービスへのつなぎに向けて、子どもの問題に対する保護者の認識や保護者の人柄を把握して支援の方向性を検討し、保護者の心配を糸口に支援の場に誘うことを意識していることを示した。安達(2020)¹¹⁾は、急いで発達リスクを告げて療育につなげることも、今後子育ての混乱期に入っていき保護者を支えるための丁寧な子育て支援の場が地域に必要であると述べている。

これらを踏まえ気づきの場の一つである乳幼児健診では、保護者の気づきの程度やそれに対する心情を丁寧に把握し、保護者の心情に合わせた形、タイミングを模索する姿勢が重要であるとまとめることができる。原(2012)³¹⁾は、専門家は乳幼児健診で発達課題を見出すことを

「ひっかける」、「ひっかかる」と言ったりすることがあるが、乳幼児健診は障害児を見つけ出す裁きの場ではなく、親がわが子の育てにくさとその理由に気づく場というのが、本来の発想であったはずだと指摘していることも、これと重なる主張といえるだろう。

発達障害児の保護者にとってもう一つ、気づきのタイミング、きっかけとなりうるのは、幼稚園、保育所など地域の園からの指摘である。特に知的発達に明らかな遅れが認められない場合は、家庭の中では特性が見えにくく、集団生活の中で初めて見いだされることもしばしばである。保護者は家庭と園での子どもの姿の違いに衝撃を受けたり、指摘されたことに実感が持ちづらかったりすることもある。平野・水野・別府・西垣(2012)³⁵⁾は保育者に対して行った質問紙調査の結果から、保育者が子どもの行動を気になると感じて、保護者は気にしていないという場合が多いと述べた。このような保護者との保育者の認識のずれについては、木曾(2014)¹⁷⁾、渡辺・田中(2014)⁴⁹⁾、川邊・津上・高元・清水(2021)¹⁵⁾、落合(2021)³⁹⁾等、複数の論文で言及されており、同様に学校でも保護者と教師間で認識の相違が生じるとする研究がいくつかあることが、吉利(2009)⁵²⁾で示されている。落合(2021)³⁹⁾はそのような場合、親の困り感が高まり保育者の力を求めてくる時まで特性共有を待つ、障害の認識や受容を求めるのではなく、支援の必要性と方法を認識できるような働きかけをするといった関わり的重要性を挙げている。一方で、今村・室津・疋田・森・藤原(2017)⁷⁾は、保護者と認識のずれがある場合は特性共有が難しい現状を同様に認めつつも、一方で保護者に園での様子を見てもらう、子どもが困っていることを伝える、子どもの様子を話し合う、保護者の思いを受け止めるという関わりをすることで、保護者が不安を表出し共有できる機会につながる面があるとも述べている。また仲森(2021)³⁵⁾は、保育者は家族以外での最大の応援者として、子どもの成長と一緒に喜びあえる存在である必要があるとし、具体的には、保護者に子どもの持つ可能性や良い面を伝え、苦手なところはどうか伸ばしていくかという点を伝える必要があると述べている。これらより、保育者が行う気づきの支援では、保護者の認識の程度をよくアセスメントし、園での具体的な姿や対応の共有から共通理解を図ることを重視しているといえる。一方で、共有自体の難しさを感じている保育者が多く、有効な支援の在り方を

模索している状態であることもうかがえた。

乳幼児健診、地域の園で行われる、子どもの特性の気づきに関わる心情への支援では、保護者の気づきの程度やそれに対する心情を丁寧に捉えることが意識されており、保護者側の視点に立った支援が重視されていることが特徴であることがうかがえた。気づきの段階での相談は保護者にとって、今後の支援者との相談関係の原体験ともなりうるものであるといえる。今後保護者が支援者への相談を、安心に繋がるもの、メリットがあるものと肯定的に捉えられるよう、まずは心情を理解し尊重してもらえたという体験をしてもらえるような関わりが望まれる。また、特に地域の園で支援者となる保育者の場合、子どもに合った対応をしてあげたい、子どものために保護者にも子どもの特性を理解してほしいといった思いが、日々子どもと関わる分だけ高くなることも想定される。そのような際に保護者との認識のずれが生じることは、保育者自身に葛藤が生まれ、ストレスとなるリスクもあると推察される。支援者のキャリア発達の観点から考えると、支援者自身の心情を整理できる環境も必要であると考えられる。

3. メンタルヘルス

発達障害児(および知的障害児)の保護者のストレスは、定型発達児や運動発達に遅れのある子どもの保護者に比して高いという報告があるように(渡部・岩永・鷲田, 2002)⁴⁸⁾、保護者のストレスに着目した検討も複数あった。

例えば中田・筒井(2014)³¹⁾は、母親の精神的ストレスについて、面接調査をもとに質的に検討し、子どもの行動の理由と対応が分からない状況、周囲から孤立感を感じることで、その結果として自分自身の精神状態へ不信感を感じることで、他のきょうだいへの影響等が、ストレス因として存在することを示した。またそのようなストレスに対しては、配偶者や支援者、周囲の人々との関わりや支えといった他律的な要素が必要であり、保護者が子どもに対して主体的な対応を身に着けることが重要ではありつつも、第三者からの支援と介入の要素はストレス軽減には必要であると考察している(中田他, 2014)³¹⁾。周囲からのサポートの必要性は岩崎・海蔵寺(2009)¹²⁾でも言及されていた。吉川(2020)⁵⁰⁾は養育者の負担軽減の視点から、発達障害のある子どもの育児では、マンパワーの確保、障害に対する知識やスキルの伝達、気持ちの支えの三点を挙げている。井上(2017)¹⁰⁾は、

首尾一貫感覚(sence of coherence)を取り上げ、首尾一貫感覚が持てることが保護者自身を支えることに繋がる可能性があるとしている。首尾一貫感覚とは、社会学者アントノフスキーの提唱した概念で、把握可能感(多くのことは予測できるものだと感じられること)、処理可能感(目の前の問題に対処できると感じられること)、有意義感(どのようなストレスフルなことも人生にとって意味があると感じられること)の要素があるという(井上, 2017)¹⁰⁾。

また、母親の抑うつ予防のための支援を検討したものもあり、ストレスへの対応と同様に周囲、特に配偶者からのサポートを得られる環境調整を行うこと、子どもに対する情報提供や日常の対応方法についてサポートする必要があることとしている(道原・岩本, 2012)²⁴⁾。また吉岡(2010)⁵¹⁾は、発達障害臨床で出会う母親の「うつ」は十人十色であるとし、その背景には母親自身の要因が絡んでいる場合もあり、様々な背景要因を考慮に入れながら母親自身の休息と母子関係の支援が必要であると述べている。

他方、レジリエンスを支援テーマとした検討もうかがえた。入江・津村(2011)¹¹⁾は、Hawley(1996)⁴⁾のファミリーレジリエンスという概念をもとに支援モデルを作成し、効果検証をしている。その中で、レジリエンスという言葉は一般に「飛びかえり」、「弾力」という意味があり、現状に適応する段階で家族が悲哀感情を表出するということは、ストレスに立ち向かう弾力材として作用するものであると述べ、家族の感情表出を促す介入が重要であると述べている。また小林・鈴木・森山・加我・稲垣(2014)¹⁹⁾は、診療場面で医師は、保護者のレジリエンス向上のために、育児を肯定的に評価する、話を丁寧に聞き課題を整理する、子どもを肯定的に評価する態度を示し、子どもの立場を尊重する雰囲気を作ることを意識していることを示した。

その他にも一瀬(2017)⁶⁾は、社会福祉学的観点から、親は障害のある子どもを産んだことで、自己イメージや他者との関係が変容しうるとし、新たな自己を再生するために、ナラティブアプローチを取り入れたカウンセリンが療育サービスの中に位置づける必要があると述べている。

これらを踏まえ、保護者のメンタルヘルスに関わる支援では、保護者の心情の丁寧な把握といった他のテーマでも重視されている関わりに加え、家族や支援者など、物理的サポートも含めた第三者のサポートが重視されていること、保護者の育児や子どもの行動の肯定的評価

を通した認知行動療法的アプローチやナラティブアプローチ等、心理療法的な関わりもより重視されているといえる。

4. その他

情緒的支援にあたるその他の内容として、家族と子の関係性の支援、ピア・サポート等が見受けられた。

関係性の支援の一つとして、木谷・北山(2010)¹⁸⁾は高機能広汎性発達障害児の家族について、子ども本人が持つリスクと家族が持つリスクから関係調整の必要が高いとし、子どもが自分らしく生きる可能性を広げ、それが家族が家族らしく生きることにもつながると述べている。またそのような支援においては、面接者を身近に感じ、家族が罪悪感なく苦悩を語れるようにすること、子どもの思いを面接者が代弁することを通して子どもと家族を「つなぐ」態度が重要であるとも述べている。

ピア・サポートについては、発達障害者支援法²²⁾の2016年の改正において、家族に対する支援に「発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援」という文言が新しく加わったように、以前に増してその必要性に言及されるようになってきている。ピア・サポートの一つとして、ペアレント・メンターによる支援が挙げられる。ペアレント・メンターとは、発達障害のある子どもを育てる先輩保護者のことで、他の親の相談役となる人を指し、発達障害者支援体制整備事業の一つとして、厚生労働省は2010年よりペアレント・メンター養成を位置づけた(特定非営利活動法人日本ペアレント・メンター研究会, 2018)⁴⁴⁾。西嶋・西本・齋藤・柴・増田・達川・仲野(2019)³⁷⁾は、療育機関に通う保護者に調査をし、ペアレント・メンターの存在を知らない保護者が約6割であったにも関わらず、相談ニーズは8割に上ったことを示し、高い相談ニーズが潜在していることを明らかにした。ペアレント・メンターの支援ニーズが高いテーマとして、就学について(井上, 2015⁹⁾;西嶋他, 2019³⁷⁾、園での生活について(西嶋他, 2019)³⁷⁾等が挙げられた。ただし、まだペアレント・メンターによる支援がシステムとして確立されている地域は少なく、実践報告も含め知見の蓄積が必要である。

5. 保護者のニーズ

支援者側の視点から、必要な支援、有効な支援を検討すると同時に、支援を受ける保護者側

のニーズを把握し検討することは重要である。

両角(2015)²⁶⁾は、発達障害児の保護者に実施したアンケート調査から、健診や就学時に受けた支援、医師・保育士・幼稚園教諭・教員から受けた支援で不快な経験をした保護者は、嬉しい経験をした保護者と同等かそれ以上である実態を示した。具体的な内容に関しては検討されていないため不明であるが、支援の場は保護者にとってネガティブな感情を生じさせる可能性があることも考慮に入れ、支援者は向き合う必要があるだろう。今後、どのような支援が保護者にとって嬉しい経験、もしくは不快な経験と感じるのか、その詳細を明らかにすることは、情緒的支援において支援者に求められる技術や態度を明らかにする一つの視点となると考える。また、下平(2009)⁴²⁾は、自身が高機能広汎性発達障害の子どもを持つ親の立場として、保育者による親支援のあり方について提言している。その中では、保育者は子どもの障害発見のみにとらわれないこと、診断名があり療育ができていればいいと満足しないこと、発達障害に対する正しい知識を持つこと、葛藤に寄り添える存在であること、専門機関と協働しながら内面的なサポートを行うこと(その子を愛すること)、子育ての喜びや楽しみをわかちあうことが望まれると述べている。また、中井・神垣(2012)³⁴⁾は、就学前の保護者と就学後の保護者の支援ニーズを比較検討し、共通して将来の不安への支援、障害受容への支援に関わるニーズがあったとした。

その他、保護者の困り感や心情を調査した研究はいくつか散見されるが(例えば中田他³¹⁾, 2014;川邊他, 2018¹⁴⁾;菊池・柏倉, 2019¹⁶⁾), その際に保護者がどのような支援を求めているかというニーズについては触れられていない。今後は、保護者自身のニーズをより詳細に検討し、支援者が必要と感じる支援と合わせ多角的に検討をしていく必要があると考えられる。

IV. 考察

本稿では、発達障害児支援の初期段階の保護者に対する情緒的支援について、先行研究を概観してきた。支援のテーマ、支援者に求められる技術や態度、保護者のニーズを整理した結果から、支援の体系化や支援者のキャリア発達支援に向けて考察する。

情緒的支援の内容としては、障害受容、特性

の気づきにかかわる心情、保護者のメンタルヘルスの観点からの検討が多く見受けられた。支援者に求められる技術や態度については、子どもに対する認識や心情、困り感といった面を丁寧に把握し尊重することや、子どもの行動や保護者の子育てへの肯定的意味付けといった、保護者の心理面のアセスメントと受容、心理療法的アプローチが多くうかがえた。心情に寄り添うという言葉は、支援者のこのような技術と態度を表していると考えられる。発達障害児の保護者に対する支援は、医療、心理、教育、福祉等の複合領域において行われるものであり、支援の場や支援者の専門性は様々である。職種により、大学等の養成課程において、対象者の心理的支援に関する科目の数やその比重は大きく異なる。支援の現場においては、支援者が情緒的支援に求められる臨床心理学的知識や技術を持ち合わせていることを前提とするのではなく、研修等を通して支援の現場に立ちながら、理解を深めていくキャリア発達プランを想定する必要があると考えられる。

また、情緒的支援に関する保護者のニーズ検証の不十分さがうかがえた。保護者に対する調査から、保護者の心情の把握や、そこから支援のあり方に関する考察は多く行われている一方で、そのような心情の時期に保護者はどのような支援を求めているのかというニーズの部分は不透明な状況であるといえる。支援者側から見て必要もしくは有効と感じる支援と、支援を受ける側が求める、もしくは有効と感じる支援は同じであるとは限らない。その点を考慮に入れ、両側面から検討をしていくことが今後求められるだろう(Fig.2)。

最後に、全体を概観してうかがえたのは、情緒的支援で扱われるテーマ、支援者に求められる技術や態度は、やはり多様性が高いということである。例えば障害受容という一つをとっても、支援者がその意味をどのように捉えている

のか、保護者それぞれにとってどのような意味があるのか、受容は目指すべきものなのかそうでないのか等、その一つ一つの組み合わせによって、支援の方向性は大きく異なっていくだろう。情緒的支援がなかなか体系化されにくいのは、やはりこの多様性が大きく関わっていると推測される。この多様性と向き合っていくために求められるのは、保護者の状態や心情の把握だけでなく、支援者自身が、目の前の対象者に対する、目の前の対象者の課題に対する、自身の捉えや心情をメタ認知する姿勢であると考えられる。支援者自身の内面に関しては、喪失やトラウマに関わる領域(例えば周産期ケアや災害復興支援領域等)や、精神分析(転移や逆転移、教育分析等)で取り扱われるが、発達障害児支援の領域において議論に上ることはほとんどない。中村(2011)²⁸⁾は、人は他者と関わりながら何かを理解しようとする時、他者理解と同時に自己理解も深めることになることと述べている。この考えを保護者支援に援用すると、保護者を理解しようとすることには、必然的に支援者の自己理解も伴ってくると考えることができる。客観的に保護者を理解する姿勢は重要であるが、完全に支援者の感情や解釈といった主観的側面を切り離すことは難しく、むしろその主観的側面を認め理解している状態が、対象者である保護者を客観的に捉えることに繋がるのではないかと考える。森重・浦田(2008)²⁹⁾は臨床においての自己理解は、共感的理解のために、また自身の力量を知ることで無自覚のうちに生じる万能感を排除するために、加えて治療者自身の安全を守るために必須のものとして捉えられるが、その延長上には、自己理解によって支援者自身が果たすべき役割の明確化の意義もあると述べている。このように、支援者が自身の感情といった側面を整理することは、支援者としてのキャリア発達の視点からも有用であると考えられ、今後更なる検討が望まれる。

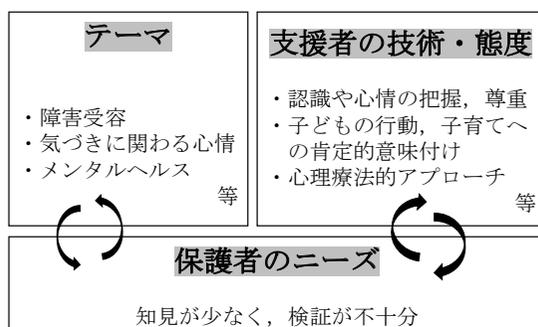


Fig.2 保護者に対する情緒的支援の構造

文 献

- 1)安達潤(2020):発達障害児の保護者の乳幼児健診へのニーズ.子ども発達臨床研究, 14, 122-124.
- 2)American Psychiatric Association (2014): DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル. 高橋三郎・大野裕(監訳), 医学書院.
- 3)原仁(2012):発達障害の家族支援. LD 研究, 21(2), 201-214.
- 4)Hawley, D. R., Dehaan, L. (1996): Toward a definition of family resilience integrating and family perspectives. Family Process, 35(3), 283-295.
- 5)平野華織・水野友有・別府悦子・西垣吉之(2012):幼稚園保育所における「気になる」子どもとその保護者への対応の実態—クラス担任を対象とした調査をもとに—(第2報). 中部学院大学・中部学院短期大学部研究紀要, 13, 145-153.
- 6)一瀬早百合(2017):「関係」から考える家族支援—社会福祉学の立場から—. LD 研究, 26(2), 193-196.
- 7)今村美幸・室津史子・疋田結香・森千智・藤原理恵子(2017):発達に気になる子どもの保護者へのかかわりの現状と課題—保育者へのインタビューから—. 健康科学と人間形成, 3(1), 57-65.
- 8)井上宏子(2019):発達障害のある子どもの母親の居場所づくり—母親が安心して子育てするために—. 明星大学教職センター年報, 2, 1-12.
- 9)井上雅彦(2015):発達障害へのアプローチ:最新の知見から(第11回)発達障害と家族支援. 精神療法, 577-584.
- 10)井上祐紀(2017):保護者支援の実際—親子関係をよりよくするには—. 小児科診療, 57, 829-832.
- 11)入江安子・津村智恵子(2011):知的発達障害児を抱える家族のファミリーレジリエンスを育成するための家族介入モデルの開発. 日本看護科学会誌, 31(4), 34-45.
- 12)岩崎久志・海蔵寺陽子(2009):軽度発達障害児をもつ母親への支援. 流通科学大学論集—人間・社会・自然編—, 22(1), 43-53.
- 13)川畑隆(2012):対人援助と感情労働「感情」というナマモノのとりあつかい. 育ちと臨床, 12, 4-5.
- 14)川邊浩史・西岡征子・武富和美・馬場由美子・立川かおり・尾道香奈恵・津上佳奈美・井上千春・吉村浩美・米倉慶子・桑原雅臣・福元裕二(2018):発達障害児の保護者の困り感—保護者支援, 食支援の視点を中心に—. 永原学園西九州大学短期大学部紀要, 49, 49-55.
- 15)川邊浩史・津上佳奈美・高元宗一郎・清水健司(2021):幼児教育・保育で取り組む発達障害児の保護者支援(1)—幼児教育・保育関連事業所アンケートから—. 永原学園西九州大学短期大学部紀要, 51, 17-25.
- 16)菊池遥・柏倉秀克(2019):発達障害児の早期診断後に必要とされる保護者支援に関する研究—保育園・幼稚園への就園に焦点を当てて—. 保健の科学, 61(9), 635-640.
- 17)木曾陽子(2014):保育における発達障害の傾向がある子どもとその保護者への支援の実態. 社会問題研究, 63, 69-82.
- 18)木谷秀勝・北山修(2010):高機能広汎性発達障害児の家族支援に関する臨床心理学的検討—「家族らしさ」を安定させる視点から—. 九州大学心理学研究, 11, 225-233.
- 19)小林朋佳・鈴木浩太・森山花鈴・加我牧子・稲垣真澄(2014):発達障害診療における保護者支援のあり方—医師 8 名への面接結果から—. 小児保健研究, 73(5), 737-744.
- 20)厚生労働省(2005):発達障害者支援法. <https://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0412-1b.html>(2021.5.1取得).
- 21)厚生労働省(2005):発達障害者支援法の施行について. https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06050816/001.pdf(2021.05.01取得).
- 22)厚生労働省(2016):発達障害者支援法. https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougai/hokenfukushibu/shienhou_2.pdf(2021.5.1取得).
- 23)松本恵美子(2018):乳幼児の発達障害への気づきと保護者支援. 社会問題研究, 67, 161-169.
- 24)道原里奈・岩本澄子(2012):発達障害児をもつ母親の抑うつに関連する要因の研究:子どもと母親の属性とソーシャルサポートに着目して. 久留米大学心理学研究, 11, 74-84.
- 25)森重功・浦田雅夫(2008):対人援助職にとっての自己理解について—心理臨床場面における自己理解の一過程から—. 奈良佐保短期大学研究紀要, 15, 87-92.
- 26)両角良子・水内豊和・末村裕美(2015):発達障害児・者の保護者は誰から嬉しい経験や不快な経験をしているのか—親支援アンケートに基づく実証研究—. 人間発達科学部紀要, 9(2), 67-77.
- 27)虫明淑子・高橋敏之(2016):幼稚園教育における子どもの成長発達を考慮する親支援の事例研究—交換日記にみる母親の障害受容の過程—. 保育学研究, 54(3), 20-31.

- 28)中村義行(2011):障害理解の視点—「知見」と「かかわり」から—. 佛教大学教育学部学会紀要, 10, 1-10.
- 29)中田洋二郎(1995):親の障害の認識と受容に関する考察—受容の段階説と慢性的悲哀—. 早稲田心理学年報, 27, 83-92.
- 30)中田洋二郎(2014):支援をつなぐ発達相談 家族支援の広がりのために. 臨床心理学, 14(2), 186-189.
- 31)中田洋二郎・筒井恵里子(2014):現在の発達障害における母親の精神的ストレスについて—一定性的データ分析の試みを通して—. 立正大学臨床心理学研究, 12, 1-12.
- 32)中田洋二郎(2016):支援をつなぐ発達相談 家族支援の広がりのために. 下山晴彦・村瀬嘉代子・森岡正芳(編著), 必携発達障害支援ハンドブック. 金剛出版, pp. 238-242.
- 33)中田洋二郎(2018):発達障害の家族支援における「障害受容」—その概念の変遷を巡って—. 日本応用心理学研究, 44(2), 131-138.
- 34)中井靖・神垣彬子(2012):就学前後を一体的に捉えた発達障害のある子どもを持つ親に対する支援モデルの構築. 小児保健研究, 71(3), 399-404.
- 35)仲森みどり(2021):発達障害児の特性理解と保護者支援—発達障害の特性がある気になる子ども含めて—. 愛知文教女子大学短期大学研究紀要, 42, 41-50.
- 36)中山かおり・齋藤泰子・牛込三和子(2008):就学前の発達障害児とその家族に対する保健師の支援技術の明確化—支援の開始から保護者の障害受容までの支援に焦点を当てて—. 日本地域看護学会誌, 11(1), 59-67.
- 37)西嶋真理子・西本絵美・齋藤希望・柴珠実・増田裕美・達川まどか・仲野由香利(2019):療育機関に通所する発達障害児の親が感じる困りごととペアレント・メンターへの相談希望に関連する要因. 日本地域看護学会誌, 22(3), 34-43.
- 38)野田香織(2008):広汎性発達障害児の家族支援研究の展望. 東京大学大学院教育学研究科紀要, 48, 221-227.
- 39)落合美貴子(2021):集団生活において個別の配慮を必要とする幼児をめぐる母親と保育者の認識のズレに関する一考察. 佛教大学大学院紀要 教育学研究科篇, 49, 17-34.
- 40)大越淳史・渡辺隆(2017):障害児通所施設における発達障害児の家族支援について. 福島大学総合教育研究センター紀要, 23, 49-54.
- 41)齊藤万比古(2014):発達障害の家族支援. 小児科診療, 77(12), 1813-1817.
- 42)下平正恵(2009):幼児教育・保育現場における発達障害児の親支援への提言—発達障害児を持つ一母親としての観点から—. 文化女子大学長野専門学校研究紀要, 創刊号, 41-48.
- 43)高尾淳子(2009):広汎性発達障害と思われる幼児の親支援. 愛知教育大学幼児教育研究, 14, 45-53.
- 44)特定非営利活動法人日本ペアレント・メンター研究会(2018):ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドラインの作成に関する調査報告書. <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000648865.pdf>(2021.05.01取得).
- 45)通山久仁子(2011):発達障害のある子どもをもつ親をめぐる動向—その論点の整理のために—. 西南女学院大学紀要, 15, 55-65.
- 46)辻井正次(2017):家族支援の実際—ペアレント・プログラムを中心に—. 小児科診療, 49, 821-827.
- 47)和田薫(2009):発達障害の子どもを持つ親への就学支援についての一考察:通常クラスへ就学した広汎性発達障害児の実践報告を通して. 教育学論究, 創刊号, 171-177.
- 48)渡部奈緒・岩永竜一郎・鷲田孝保(2002):発達障害幼児の母親の育児ストレスおよび疲労感. 小児保健研究, 61(4), 553-560.
- 49)渡辺顕一郎・田中尚樹(2014):発達障害児に対する「気になる段階」からの支援—就学前施設における対応困難な実態と対策案の検討—. 日本福祉大学子ども発達学論集, 6, 31-39.
- 50)吉川徹(2020):発達障害のある子どもの家族への支援. 小児の精神と神経, 60(2), 127-136.
- 51)吉岡恒生(2010):発達障害児の支援②—乳幼児期の母親支援と小学校期の学校での支援—. 愛知教育大学教育実践総合センター紀要, 13, 251-258.
- 52)吉利宗久・林幹士・大谷育実・来見佳典(2009):発達障害のある子どもの保護者に対する支援の動向と実践的課題. 岡山大学大学院教育学研究科研究集録, 141, 1-9.

(受稿 2021.5.6, 受理 2021.7.24)